

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2025年 8 月25日提出
【発行者名】	フィデリティ投信株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 コルビー・ペンゾーン
【本店の所在の場所】	東京都港区六本木七丁目 7 番 7 号
【事務連絡者氏名】	照沼 加奈子
【電話番号】	03 - 4560 - 6000
【届出の対象とした募集 （売出）内国投資信託受益 証券に係るファンドの名称】	フィデリティ・アクティブ・ラップファンド（スタンダード） フィデリティ・アクティブ・ラップファンド（グロース） フィデリティ・アクティブ・ラップファンド（アグレッシブ）
【届出の対象とした募集 （売出）内国投資信託受益 証券の金額】	当初申込期間（2025年 9 月10日から2025年10月 6 日まで） 各ファンドにつき1,000億円を上限とします。 継続申込期間（2025年10月 7 日から2026年11月18日まで） 各ファンドにつき 2 兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

フィデリティ・アクティブ・ラップファンド（スタンダード）

フィデリティ・アクティブ・ラップファンド（グロース）

フィデリティ・アクティブ・ラップファンド（アグレッシブ）

（ファンドの愛称を「フィデラップ」とする場合があります。）

（以上を総称して、以下「ファンド」といいます。また、必要に応じて、フィデリティ・アクティブ・ラップファンド（スタンダード）を「スタンダード」、フィデリティ・アクティブ・ラップファンド（グロース）を「グロース」、フィデリティ・アクティブ・ラップファンド（アグレッシブ）を「アグレッシブ」といいます。）

（２）【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託（契約型）の受益権です。

ファンドについて、ファンドの委託者であるフィデリティ投信株式会社（以下「委託会社」といいます。）の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けており、受益権の帰属は、後述の「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

（３）【発行（売出）価額の総額】

当初申込期間：各ファンドにつき1,000億円を上限とします。

継続申込期間：各ファンドにつき2兆円を上限とします。

（４）【発行（売出）価格】

当初申込期間：受益権1口当たり1円とします。

継続申込期間：取得申込受付日の翌営業日の基準価額¹とします。

1 「基準価額」とは、ファンドの投資信託財産の純資産総額を計算日²における受益権総口数で除して得た受益権1口当たりの純資産額です。なお、基準価額は便宜上、1万口当たりをもって表示されることがあります。

2 「計算日」とは、基準価額が算出される日を指し、原則として委託会社の営業日です。

基準価額については、委託会社のホームページ（アドレス：

<https://www.fidelity.co.jp/>）をご参照いただくか、委託会社のナビダイヤル（0570 - 051 - 104（受付時間：営業日の午前9時～午後5時）固定電話、携帯電話からお問い合わせいただけます。国際電話、一部のIP電話からはご利用いただけません。）または販売会社に問い合わせることにより知ることができるほか、原則として翌日付の日本経済新聞にスタンダードは「FラップS」、グロースは「FラップG」、アグレッシブは「FラップA」としてそれぞれ略称で掲載されます。

（５）【申込手数料】

ファンドの申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額（当初申込期間中は１口当たり１円）に3.30%^{*}（税抜 3.00%）を上限として販売会社が別途定める手数料率を乗じて得た額とします。

^{*} 上記手数料率には、申込手数料に係る消費税および地方消費税に相当する金額（以下「消費税等相当額」ということがあります。）が含まれております。

「累積投資コース」に基づいて収益分配金を再投資する場合は、無手数料とします。

販売会社によっては、各コース間の乗り換え（以下「スイッチング」といいます。）によるファンドの取得申込みを取扱う場合があります。スイッチングの取扱い内容等は販売会社によって異なりますので、ご注意ください。

また、販売会社によっては、償還乗換え優遇措置等の適用が受けられる場合があります。

スイッチングおよび償還乗換え優遇措置等の取扱い内容等について、詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

申込手数料の詳細については、販売会社までお問い合わせください。

（６）【申込単位】

申込単位は、販売会社が別途定める単位とします。

ただし、「累積投資コース」に基づいて収益分配金を再投資する場合には、１口の整数倍をもって取得の申込みができます。

販売会社の申込単位の詳細については、販売会社までお問い合わせください。

（７）【申込期間】

当初申込期間：2025年 9月10日から2025年10月 6日まで

継続申込期間：2025年10月 7日から2026年11月18日まで

継続申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されません。

（８）【申込取扱場所】

販売会社においてお申込みを行なうものとします。

販売会社の詳細については、委託会社のホームページ（アドレス：

<https://www.fidelity.co.jp/>）をご参照いただくか、委託会社のナビダイヤル（0570 - 051 - 104（受付時間：営業日の午前 9 時～午後 5 時）固定電話、携帯電話からお問い合わせいただけます。国際電話、一部のIP電話からはご利用いただけません。）までお問い合わせください。

（９）【払込期日】

< 当初申込期間 >

取得申込者は、当初申込期間中に申込代金 を販売会社が定める期日までにお支払いいただくものとします。当初申込期間を通じた発行価額の総額は、ファンドの当初設定日（2025年10月 7 日）に、販売会社から、委託会社の指定する口座を経由して、ファンドの受託会社である三菱UFJ信託銀行株式会社（以下「受託会社」といいます。）の指定するファンド口座に払込まれます。

< 継続申込期間 >

取得申込者は、申込代金 を販売会社が定める期日までにお支払いいただくものとします。

ファンドの振替受益権に係る各取得申込受付日における発行価額の総額は、当該取得申込みに係る追加信託が行なわれる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払込まれます。

「申込代金」とは、お申込み金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額（当初申込期間中は1口当たり1円）×お申込み口数）に申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等相当額を加算した取得申込者の支払金総額をいいます。以下同じ。

（１０）【払込取扱場所】

申込代金は、お申込みの販売会社に払込むものとします。

販売会社の詳細については、委託会社のホームページ（アドレス：<https://www.fidelity.co.jp/>）をご参照いただくか、委託会社のナビダイヤル（0570 - 051 - 104（受付時間：営業日の午前9時～午後5時）固定電話、携帯電話からお問い合わせいただけます。国際電話、一部のIP電話からはご利用いただけません。）までお問い合わせください。

（１１）【振替機関に関する事項】

振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

（１２）【その他】

○ 振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「（１１）振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業に係る業務規程等の規則に従って取扱われるものとします。ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「（１１）振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われます。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

スタンダード：この投資信託は、安定した収益と投資信託財産の成長を図ることを目的として運用を行ないます。

グロース：この投資信託は、投資信託財産の成長と安定した収益の確保を図ることを目的として運用を行ないます。

アグレッシブ：この投資信託は、投資信託財産の成長を図ることを目的として運用を行ないます。

ファンドの信託金の限度額

委託会社は、受託会社と合意のうえ、各ファンド5,000億円を限度として信託金を追加することができます。なお、委託会社は、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

ファンドの基本的性格

ファンドは、追加型株式投資信託であり、一般社団法人投資信託協会^{（注）}が定める商品の分類方法において、以下のとおり分類されます。

（注）2026年4月1日付で「一般社団法人資産運用業協会」へ名称変更される予定です。

商品分類表

「スタンダード」、「グロース」、「アグレッシブ」共通

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 （収益の源泉）
単位型投信	国内	株式
	海外	債券
追加型投信		不動産投信
	内外	その他資産 （ ）
		資産複合

（注）ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

< 商品分類表（網掛け表示部分）の定義 >

追加型投信...一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

内外...目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

資産複合……目論見書又は投資信託約款において、株式、債券および不動産投信の複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

属性区分表

「スタンダード」、「グロース」、「アグレッシブ」共通

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル (含む日本)		
	年2回			
	年4回	日本		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回 (隔月)	北米	ファミリーファンド	あり (部分ヘッジ)
	年12回 (毎月)	欧州		
	日々	アジア		
		オセアニア		
不動産投信	その他 ()	中南米	ファンド・オブ・ ファンズ	なし
その他資産 (投資信託証券)		アフリカ		
資産複合 (株式(一般)、債券(一般))		中近東 (中東)		
資産配分固定型		エマージング		
資産配分変更型				

(注) ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

ファンドは、投資信託証券を通じて収益の源泉となる資産に投資しますので、「商品分類表」と「属性区分表」の投資対象資産は異なります。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

<属性区分表（網掛け表示部分）の定義>

その他資産（投資信託証券）…目論見書又は投資信託約款において、投資形態がファミリーファンド又はファンド・オブ・ファンズのもをいいます。

資産複合（株式（一般）、債券（一般））…目論見書又は投資信託約款において、主として株式のうち大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものおよび債券のうち公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものの複数の資産に投資する旨の記載があるものをいいます。

資産配分変更型…目論見書又は投資信託約款において、株式、債券および不動産投信の複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいいます。

年1回…目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。

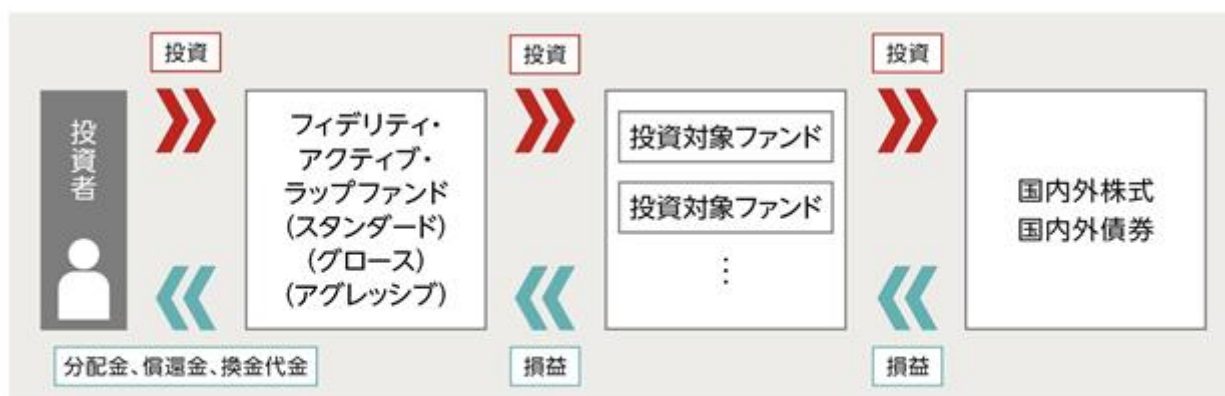
グローバル（含む日本）…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界（含む日本）の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

ファンド・オブ・ファンズ…「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。

あり（部分ヘッジ）…目論見書又は投資信託約款において、原則として為替の部分ヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行なう旨の記載があるものをいいます。

（注）上記各表のうち、網掛け表示のない商品分類および属性区分の定義について、詳しくは一般社団法人投資信託協会のホームページ（アドレス：<https://www.toushin.or.jp/>）をご覧ください。

（参考）ファンドの仕組み



各ファンドは、複数の投資信託証券(投資対象ファンド)への投資を通じて、主として国内外株式、国内外債券へ実質的に投資を行なう、ファンド・オブ・ファンズです。

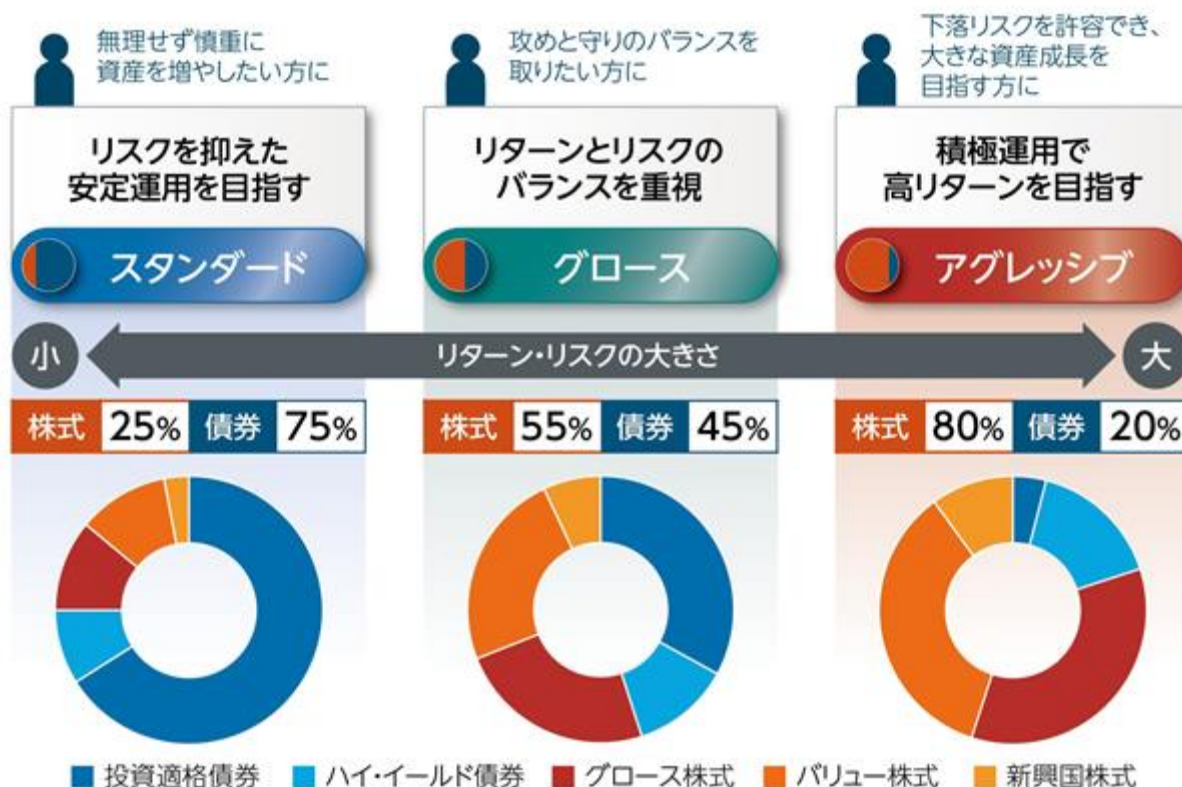
ファンドの特色

- 「フィデリティ・アクティブ・ラップファンド」は、リスク水準が異なる「スタンダード」、「グロース」、「アグレッシブ」^{*1}の3ファンドで構成されています。
 - *1「スタンダード」、「グロース」、「アグレッシブ」の名称は、各ファンド間の相対的なリスク量を表すものです。また、いずれの名称も、元本を確保することを意味するものではありません。
- 投資信託証券（以下「投資対象ファンド」ということがあります。）への投資を通じて、世界（日本を含みます。）の株式および債券に投資を行います。
- 長期的な資産別見通しと投資効率性を重視した資産配分（以下「基本資産配分」といいます。）に基づき^{*2}、リターンの獲得を目指します。
 - *2基本資産配分は、原則として年1回見直しを行ないます。ファンドの運用においては、基本資産配分に常時完全に一致した運用を行なうわけではなく、また、資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、当該資産配分から乖離した投資判断を行なう場合があります。
- 実質組入外貨建資産については、為替ヘッジ^{*3}のため外国為替の売買予約を行なうことがあります。
 - *3債券部分で組入れる投資対象ファンドについては、為替ヘッジを行なうことを基本としますが、市況および資産規模によっては、取引コスト等を考慮し一部為替ヘッジを行わない場合もあります。
- ファンドの基本資産配分に関する運用（設計・見直しを含む）にあたっては、FILインベストメンツ・インターナショナルおよびFILインベストメント・マネジメント（香港）・リミテッドに、運用の指図に関する権限を委託します。
- ファンドの運用にあたっては、FILインベストメンツ・インターナショナルに、上記以外のファンドの運用の指図に関する権限を委託することがあります。

- 資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、上記のような運用ができない場合もあります。

（参考）ファンドのポイント

- 投資スタイルに合わせて、リスク水準別に3つのコースをご用意しています。
- 株式と債券の分散だけでなく、株式内・債券内でも異なる特性の資産を組み合わせます。



(注) フィデリティ投信作成。2025年4月末時点。基本資産配分は、原則として年1回見直しを行ないます。債券部分で組入れる投資対象ファンドについては、為替ヘッジを行なうことを基本としますが、市況および資産規模によっては、取引コスト等を考慮し一部為替ヘッジを行わない場合もあります。リスク水準は過去のシミュレーションによる結果であり、実際のファンドのリスク水準および基本資産配分は市場環境等によって変化します。

投資対象ファンドと期待される役割

資産	戦略	投資対象ファンド	期待される役割
債券	投資適格債券	フィデリティ・グローバル社債・リサーチ・エンハンスト PAB UCITS ETF	ポートフォリオの変動を抑制し、リターンを安定化
	ハイ・イールド債券	フィデリティ・USハイ・イールド・ファンド (為替ヘッジあり) (適格機関投資家専用)	高水準の金利収入によるリターンの積み上げ
株式	グロース株式	フィデリティ・グロース・オポチュニティ・ファンド (適格機関投資家専用)	上昇相場でより高いリターンを狙う
	バリュー株式	フィデリティ・世界割安成長株投信 3 (適格機関投資家専用)	市場急変動局面での下値抵抗力
	新興国株式	フィデリティ・新興国中小型成長株投信 2 (適格機関投資家専用)	新興国の経済成長の恩恵や、先進国株式からの分散効果

(注) フィデリティ投信作成。期待される役割は各ファンドの特性に基づくイメージです。実際の運用成果は異なる可能性があります。市場環境等によっては上記以外のファンドを組入れる可能性があります。また、将来の傾向、数値等を保証もしくは示唆するものではありません。

（２）【ファンドの沿革】

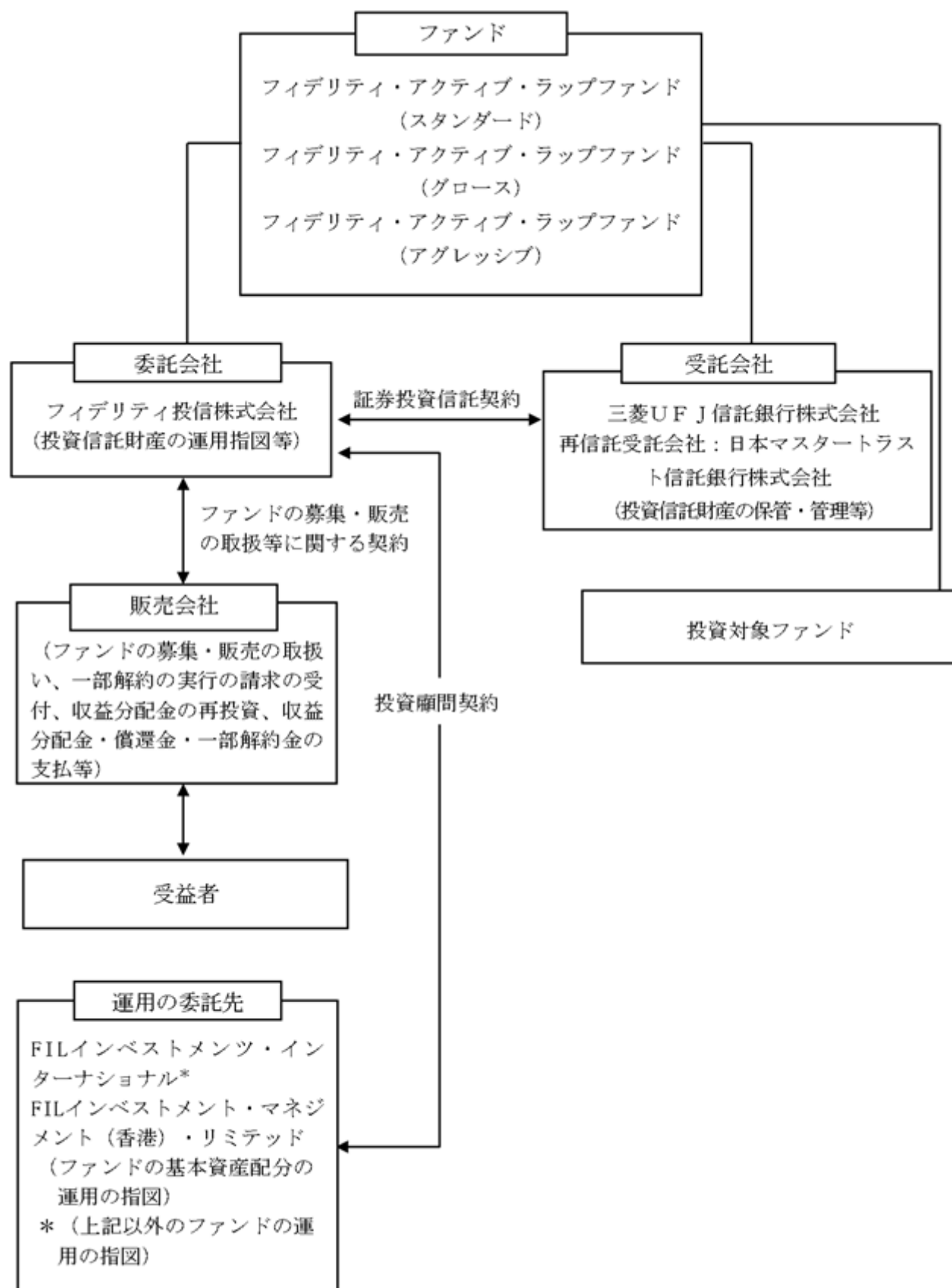
2025年 9 月10日 ファンドの募集開始

2025年10月 7 日 信託契約の締結、ファンドの当初設定、ファンドの運用開始（予定）

(3) 【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み

ファンドの仕組みは以下の図の通りです。



委託会社およびファンドの関係法人

委託会社およびファンドの関係法人は以下の通りです。

(a) 委託会社：フィデリティ投信株式会社

ファンドの委託者として、投資信託財産の運用指図、投資信託約款の届出、受託会社との信託契約の締結、目論見書・運用報告書の作成、投資信託財産に組入れた有価証券の議決権等の行使、投資信託財産に関する帳簿書類の作成等を行ないます。

(b) 受託会社：三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社

ファンドの受託者として、委託会社との信託契約の締結、投資信託財産の保管・管理、投資信託財産の計算（ファンドの基準価額の計算）、外国証券を保管・管理する外国の金融機関への指示および連絡等を行ないます。

なお、信託事務の一部につき、日本マスタートラスト信託銀行株式会社に委託することができます。

(c) 販売会社

ファンドの販売会社として、ファンドの募集・販売の取扱い、目論見書・運用報告書の交付、信託契約の一部解約に関する事務、受益者への収益分配金・一部解約金・償還金の支払に関する事務、収益分配金の再投資に関する事務、所得税・地方税の源泉徴収、取引報告書・計算書等の交付等を行ないます。

(d) 運用の委託先

名称	業務の内容
FILインベストメンツ・インターナショナル（所在地：英国）	委託会社より運用の指図に関する権限の委託を受け、ファンドの基本資産配分の運用（設計・見直しを含む）の指図を行ないます。
FILインベストメント・マネジメント（香港）・リミテッド	
FILインベストメンツ・インターナショナル（所在地：英国）	委託会社より運用の指図に関する権限の委託を受け、上記以外のファンドの運用の指図を行なうことがあります。

ただし、委託を受けた者が、法律に違反した場合、信託契約に違反した場合、投資信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合等において、委託会社は、運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。

FILインベストメンツ・インターナショナル、FILインベストメント・マネジメント（香港）・リミテッドおよびフィデリティ投信株式会社は、独立系資産運用グループのフィデリティ・インターナショナルの一員です。

フィデリティ・インターナショナルは、世界で280万以上のお客さまに投資に関するソリューション・サービス、退職関連の専門的知見を提供しています。

運用担当者の変更等により、運用の指図に関する権限の委託（再委託も含みます。）について、委託会社または委託先のグループ会社間における運用の指図に関する権限の委託を受ける者、委託の内容、委託の有無等を変更する場合があります。なお、この場合においても、基本的にファンドに係る運用方針や運用スタイル等が変更されるものではありません。

委託会社が関係法人と締結している契約等の概要

(a) 受託会社と締結している契約

ファンドの根幹となる運用方針、運用制限、信託報酬の総額、手数料等、ファンドの設定・維持のために必要な事項を信託契約で規定しています。

(b) 販売会社と締結している契約

委託会社が販売会社に委託するファンドの募集・販売に係る業務の内容、一部解約に係る事務の内容、およびこれらに関する手続等について規定しています。

(c) 運用の委託先と締結している契約

委託会社が運用の委託先に委託する運用の指図に係る業務の内容、運用の委託先の注意義務、法令等に違反した場合の委託の中止、変更等について規定しています。

委託会社の概況（2025年6月末日現在）

(a) 資本金の額 金10億円

(b) 沿革

1986年11月17日	フィデリティ投資顧問株式会社設立
1987年2月20日	投資顧問業の登録
同年6月10日	投資一任業務の認可取得
1995年9月28日	社名をフィデリティ投信株式会社に変更
同年11月10日	投資信託委託業務の免許を取得、投資顧問業務と投資信託委託業務を併営
2007年9月30日	金融商品取引業の登録

(c) 大株主の状況

株主名	住所	所有株式数	所有比率
フィデリティ・ジャパン・ホールディングス株式会社	東京都港区六本木七丁目7番7号	20,000株	100%

2【投資方針】

（１）【投資方針】

基本方針

スタンダード：この投資信託は、安定した収益と投資信託財産の成長を図ることを目的として運用を行ないます。

グロース：この投資信託は、投資信託財産の成長と安定した収益の確保を図ることを目的として運用を行ないます。

アグレッシブ：この投資信託は、投資信託財産の成長を図ることを目的として運用を行ないます。

運用方法

（a）投資対象

主として投資信託証券に投資を行ないます。投資信託証券には国内投資信託および外国投資信託の受益証券、投資法人ならびに外国投資法人の投資証券が含まれます。

（b）投資態度

主として、投資信託証券に投資を行ないます。なお、短期金融商品に直接投資を行なう場合があります。

投資信託証券を通じて、世界（日本を含みます。）の株式および債券に投資を行ないます。

長期的な資産別見通しと投資効率性を重視した資産配分に基づき、リターンの獲得を目指します。

実質組入外貨建資産については、為替ヘッジのため外国為替の売買予約を行なうことがあります。

資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

* 指定投資信託証券は、2025年8月25日現在以下の通りです。

—フィデリティ・グローバル社債・リサーチ・エンハンスド PAB UCITS ETF（アイルランド籍証券投資法人）

—フィデリティ・USハイ・イールド・ファンド（為替ヘッジあり）（適格機関投資家専用）（国内証券投資信託）

—フィデリティ・グロース・オポチュニティ・ファンド（適格機関投資家専用）（国内証券投資信託）

—フィデリティ・世界割安成長株投信 3（適格機関投資家専用）（国内証券投資信託）

—フィデリティ・新興国中小型成長株投信 2（適格機関投資家専用）（国内証券投資信託）

上記の投資信託証券の早期償還、購入・換金申込の受付停止、上場廃止、および、それらの可能性が高まったと委託会社が判断した場合、その他やむを得ない事情により投資不能となった場合には、以下の投資信託証券に投資する場合があります。

—フィデリティ・グローバル株式・リサーチ・エンハンスド UCITS ETF（アイルランド籍証券投資法人）

—フィデリティ・エマージング・マーケット株式・リサーチ・エンハンスド UCITS ETF（アイルランド籍証券投資法人）

ーフィデリティ・USDハイ・イールド社債・リサーチ・エンハンスド PAB UCITS ETF

（アイルランド籍証券投資法人）

ーiシェアーズ・コア・グローバル・アグリゲート・ボンド UCITS ETF（アイルランド
籍証券投資法人）

上記以外のファンドが追加になる場合、または上記ファンドが指定投資信託証券から
除外される場合があります。

ファンドのベンチマーク

ファンドはベンチマークを設けておりません。

（２）【投資対象】

投資対象とする資産の種類

ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

(a) 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第
１項で定めるものをいいます。以下同じ。）

- １．有価証券
- ２．約束手形
- ３．金銭債権

(b) 次に掲げる特定資産以外の資産

為替手形

運用の指図範囲等

(a) 委託会社は、信託金を、主として別に定める投資信託証券および次の有価証券（金融商
品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きま
す。）に投資することを指図します。

- １．国債証券
- ２．地方債証券
- ３．特別の法律により法人の発行する債券
- ４．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離
型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
- ５．短期社債等（社債等の振替に関する法律第66条第１号に規定する短期社債、保険業法
第61条の10第１項に規定する短期社債、資産の流動化に関する法律第２条第８項に規
定する特定短期社債、信用金庫法第54条の４第１項に規定する短期債、農林中央金庫
法第62条の２第１項に規定する短期農林債をいいます。）
- ６．コマーシャル・ペーパー
- ７．外国または外国の者の発行する証券または証書で、１．から６．の証券または証書の
性質を有するもの
- ８．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第10号で定め
るものをいいます。）
- ９．投資証券、新投資口予約権証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品
取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。）
- 10．外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 11．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行
信託の受益証券に限ります。）

なお、１．から４．までの証券および７．の証券または証書のうち１．から４．までの証券の性質を有するものならびに９．の証券のうち投資法人債券を以下「公社債」といい、８．の証券および９．の証券（「新投資口予約権証券」および「投資法人債券」を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行なうことができるものとします。

(b) 上記（a）の規定にかかわらず、委託会社は、信託金を、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- １．預金
- ２．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- ３．コール・ローン
- ４．手形割引市場において売買される手形

指定投資信託証券の概要（2025年8月25日現在）

注）下記の記載事項は、当該指定投資信託証券固有の事情により変更される場合があります。

ファンド名	フィデリティ・グローバル社債・リサーチ・エンハンスト PAB UCITS ETF
設定形態	アイルランド籍証券投資法人／米ドル建て
関係法人	投資運用会社：FILインベストメンツ・インターナショナル（英国）
投資目的	主として、世界の投資適格社債に投資を行ない、パリ協定の温室効果ガス排出削減に関する気候目標と調和的な形で、インカムの確保及び元本の成長を目指します。
費用	管理報酬：0.30% - その他の手数料等については、運用状況等により変動しますので事前に料率、上限額等を表示することができません。 - その他の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。
申込手数料	なし

ファンド名	フィデリティ・USハイ・イールド・ファンド（為替ヘッジあり）（適格機関投資家専用）
設定形態	国内証券投資信託
委託会社等	委託会社：フィデリティ投信株式会社 ただし、マザーファンドの運用指図に関する権限はFIAM LLC（米国）に委託します。
投資目的	フィデリティ・USハイ・イールド・マザーファンド受益証券への投資を通じて、米ドル建ての高利回り事業債（ハイ・イールド債券）を主要な投資対象とし、投資信託財産の成長を図ることを目的に積極的な運用を行なうことを基本とします。
費用	信託報酬：純資産総額に対し年率0.8085%（税抜0.735%） 税法が改正された場合等には、上記数値が変更になることがあります。 - その他、投資信託財産に係る監査費用等を投資信託財産の純資産総額に対して年率0.10%（税込）を上限として投資信託財産から支払う場合があります。（なお、当該上限率については変更する場合があります。） - その他の手数料等については、運用状況等により変動しますので事前に料率、上限額等を表示することができません。 - その他の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。
申込手数料	なし
信託財産留保額	なし

ファンド名	フィデリティ・グロース・オポチュニティ・ファンド（適格機関投資家専用）
設定形態	国内証券投資信託
委託会社等	委託会社：フィデリティ投信株式会社 ただし、マザーファンドの運用指図に関する権限はFIAM LLC（米国）に委託します。
投資目的	フィデリティ・グロース・オポチュニティ・マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として世界（除く日本）の金融商品取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されている企業の株式に投資を行ない、投資信託財産の成長を図ることを目的として運用を行ないます。
費用	信託報酬：純資産総額に対し年率0.78925%（税抜0.7175%） 税法が改正された場合等には、上記数値が変更になることがあります。 ・ その他、投資信託財産に係る監査費用等を投資信託財産の純資産総額に対して年率0.10%（税込）を上限として投資信託財産から支払う場合があります。（なお、当該上限率については変更する場合があります。） ・ その他の手数料等については、運用状況等により変動しますので事前に料率、上限額等を表示することができません。 ・ その他の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。
申込手数料	なし
信託財産留保額	なし

ファンド名	フィデリティ・世界割安成長株投信 3（適格機関投資家専用）
設定形態	国内証券投資信託
委託会社等	委託会社：フィデリティ投信株式会社 ただし、マザーファンドの運用指図に関する権限はFIAM LLC（米国）に委託します。
投資目的	フィデリティ・世界割安成長株・マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として世界（日本を含みます。）の金融商品取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されている企業の株式に投資を行ない、投資信託財産の成長を図ることを目的として運用を行ないます。
費用	信託報酬：純資産総額に対し年率0.79475%（税抜0.7225%） 税法が改正された場合等には、上記数値が変更になることがあります。 ・ その他、投資信託財産に係る監査費用等を投資信託財産の純資産総額に対して年率0.10%（税込）を上限として投資信託財産から支払う場合があります。（なお、当該上限率については変更する場合があります。） ・ その他の手数料等については、運用状況等により変動しますので事前に料率、上限額等を表示することができません。 ・ その他の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。
申込手数料	なし
信託財産留保額	なし

ファンド名	フィデリティ・新興国中小型成長株投信 2（適格機関投資家専用）
設定形態	国内証券投資信託
委託会社等	委託会社：フィデリティ投信株式会社 ただし、マザーファンドの運用指図に関する権限はFIAM LLC（米国）に委託します。
投資目的	フィデリティ・新興国中小型成長株・マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券への投資を通じて、主として新興国の国内経済の長期的な成長トレンドから恩恵を受ける中小型企業の株式等（預託証券を含みます。以下同じ。）に投資し、投資信託財産の長期的な成長を図ることを目的として積極的な運用を行ないます。
費用	信託報酬：純資産総額に対し年率0.88%（税抜0.80%） 税法が改正された場合等には、上記数値が変更になることがあります。 ・ その他、投資信託財産に係る監査費用等を投資信託財産の純資産総額に対して年率0.10%（税込）を上限として投資信託財産から支払う場合があります。（なお、当該上限率については変更する場合があります。） ・ その他の手数料等については、運用状況等により変動しますので事前に料率、上限額等を表示することができません。 ・ その他の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。
申込手数料	なし
信託財産留保額	換金時に0.2%

上記の投資信託証券の早期償還、購入・換金申込の受付停止、上場廃止、および、それらの可能性が高まったと委託会社が判断した場合、その他やむを得ない事情により投資不能となった場合には、以下の投資信託証券に投資する場合があります。

ファンド名	フィデリティ・グローバル株式・リサーチ・エンハンスト UCITS ETF
設定形態	アイルランド籍証券投資法人／米ドル建て
関係法人	投資運用会社：FILインベストメンツ・インターナショナル（英国）
投資目的	主としてグローバル株式に投資を行ないます。
費用	管理報酬：0.25% ・ その他の手数料等については、運用状況等により変動しますので事前に料率、上限額等を表示することができません。 ・ その他の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。
申込手数料	なし

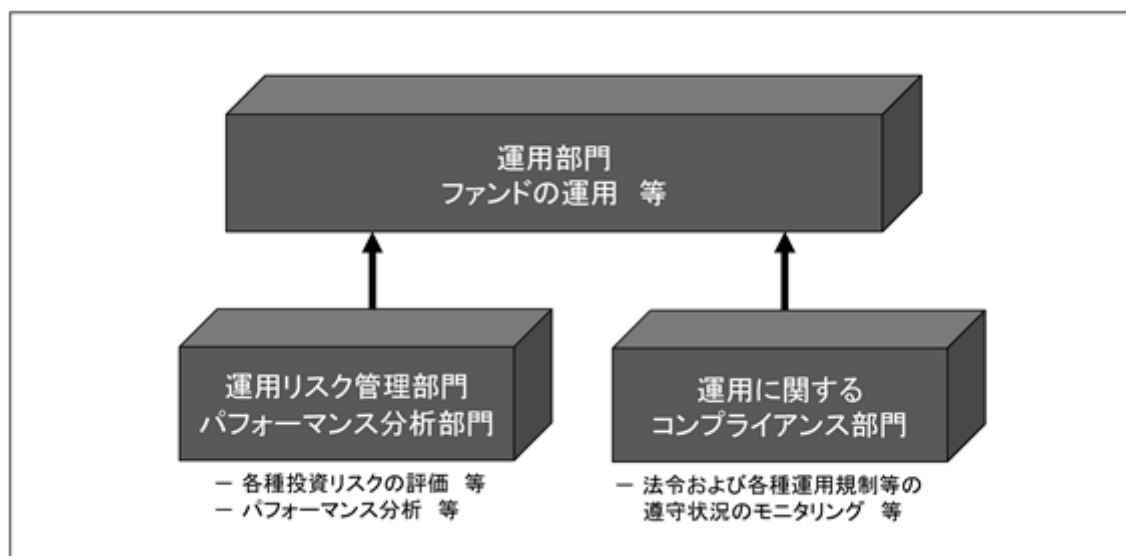
ファンド名	フィデリティ・エマージング・マーケット株式・リサーチ・エンハンスド UCITS ETF
設定形態	アイルランド籍証券投資法人／米ドル建て
関係法人	投資運用会社：FILインベストメンツ・インターナショナル（英国）
投資目的	主として新興国の株式に投資を行ないます。
費用	管理報酬：0.30％ ・ その他の手数料等については、運用状況等により変動しますので事前に料率、上限額等を表示することができません。 ・ その他の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。
申込手数料	なし

ファンド名	フィデリティ・USDハイ・イールド社債・リサーチ・エンハンスド PAB UCITS ETF
設定形態	アイルランド籍証券投資法人／米ドル建て
関係法人	投資運用会社：FILインベストメンツ・インターナショナル（英国）
投資目的	主として、世界の米ドル建ハイ・イールド債券に投資を行ない、パリ協定の温室効果ガス排出削減に関する気候目標と調和的な形で、インカムの確保及び元本の成長を目指します。
費用	管理報酬：0.30％ ・ その他の手数料等については、運用状況等により変動しますので事前に料率、上限額等を表示することができません。 ・ その他の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。
申込手数料	なし

ファンド名	iシェアーズ・コア・グローバル・アグリゲート・ボンド UCITS ETF
設定形態	アイルランド籍証券投資法人／米ドル建て
関係法人	投資運用会社：ブラックロック・アセット・マネジメント・アイルランド・リミテッド
投資目的	ブルームバーグ・グローバル総合・インデックスと同水準の投資成果を目指します。
費用	管理報酬：0.10％ ・ その他の手数料等については、運用状況等により変動しますので事前に料率、上限額等を表示することができません。 ・ その他の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。
申込手数料	なし

（３）【運用体制】

ファンドの運用体制は以下の通りです。



- 運用部門では、ファンドの運用等を行ないます。
- 運用リスク管理部門では、ファンドの各種投資リスクの評価等を行ないます。
- パフォーマンス分析部門では、ファンドのパフォーマンス分析等を行ないます。
- 運用に関するコンプライアンス部門では、ファンドの法令および各種運用規制等の遵守状況のモニタリング等を行ないます。

< ファンドの運用体制に対する管理等 >

投資リスクの管理および投資行動のチェックについては、運用部門が自ら行なう方法と、運用部門から独立している運用に関するコンプライアンス部門ならびに運用リスク管理部門が行なう方法を併用し検証しています。

- ・ 運用部門では、部門の担当責任者とポートフォリオ・マネージャーによるミーティング等を実施し、さまざまなリスク要因について協議しています。
- ・ 運用に関するコンプライアンス部門では、ファンドが法令および各種運用規制等を遵守して運用されているかがチェックされ、モニタリングの結果を運用部門および必要に応じて適宜関係部門にフィードバックしています。
- ・ 運用リスク管理部門では、ファンドの各種投資リスクおよび流動性リスクを評価し、モニタリングの結果を運用部門、投資リスク管理に関する委員会^{*}、必要に応じて適宜関係部門に報告しています。

^{*} 委託会社では、ファンドの運用管理にあたり、インベストメント・リスク・コミッティを設置しています。同コミッティは、各部門のメンバー等から構成され、ファンドのパフォーマンスや投資リスクが、その投資目的や運用方針に準拠しているかを監視しています。

ファンドの関係法人である受託会社の管理として、受託会社より原則として年１回、内部統制に関する報告書を入手しているほか、必要に応じて適宜ミーティング等を行なっています。

上記「（３）運用体制」の内容は、今後変更となる場合があります。

運用担当者の変更等により、運用の指図に関する権限の委託（再委託も含みます。）について、委託会社または委託先のグループ会社間における運用の指図に関する権限の委託を受ける者、委託の内容、委託の有無等を変更する場合があります。なお、この場合においても、基本的にファンドに係る運用方針や運用スタイル等が変更されるものではありません。

（４）【分配方針】

収益分配方針

毎決算時（原則毎年８月20日。同日が休業日の場合は翌営業日。）に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

- (a) 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- (b) 収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、必ず分配を行なうものではありません。
- (c) 留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

利益の処理方式

投資信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

- (a) 配当金、利子およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額は、諸経費、諸費用および当該諸費用に係る消費税等相当額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等相当額（以下、総称して「支出金」といいます。）を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
- (b) 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、支出金を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
- (c) 毎計算期末において、投資信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に、原則として決算日から起算して５営業日までにお支払いを開始します。「累積投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

（５）【投資制限】

＜ファンドの投資信託約款に基づく投資制限＞

投資信託証券および短期金融商品（短期運用の有価証券を含みます。）以外への直接投資は行ないません。

投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

デリバティブ取引は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。また、組入投資信託証券等のデリバティブ取引の利用についても、実質的に価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的に限り、ます。

同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、投資信託財産の純資産総額の10%以内とします。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

有価証券の借入れの指図および範囲

- (a) 委託会社は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行なうものとします。
- (b) 上記（a）の指図は、当該借入れに係る有価証券の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (c) 投資信託財産の一部解約等の事由により、上記（b）の借入れに係る有価証券の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

資金の借入れ

- (a) 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、および再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。また法令上可能な限度において融資枠の設定を受けることを指図することができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。
- (b) 上記（a）の資金借入額は、次の１．から３．に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。
 - １．一部解約に伴う支払資金の手当てにあたっては、一部解約金の支払資金の手当のために行なった有価証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額の範囲内
 - ２．再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てにあたっては、収益分配金の再投資額の範囲内
 - ３．借入れ指図を行なう日における投資信託財産の純資産総額の10%以内
- (c) 一部解約に伴う支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくはは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が５営業日以内である場合の当該期間とします。
- (d) 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てのための借入期間は、投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとします。

< 投資信託及び投資法人に関する法律および関係法令に基づく投資制限 >

同一の法人の発行する株式への投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律第9条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行なうすべての委託者指図型投資信託につき投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、当該投資信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図してはなりません。

デリバティブ取引に関する投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号）

委託会社は、運用財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ金融商品取引業者等が定めた合理的な方法により算出した額が当該運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券、新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含む。）を行なうこと、または継続することを内容とした運用を行なうことを受託会社に指図してはなりません。

信用リスク集中回避のための投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号の2）

委託会社は、運用財産に関し、信用リスク（保有する有価証券その他の資産について取引の相手方の債務不履行その他の理由により発生し得る危険をいいます。）を適正に管理する方法としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法に反することとなる取引を行なうことを受託会社に指図してはなりません。

3【投資リスク】

(1) 投資リスク

投資信託は預貯金と異なります。

ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので基準価額は変動し、投資元本を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて受益者の皆様に帰属します。したがって、受益者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失が生じることがあります。

ファンドが有する主なリスク等（ファンドが主に投資を行なう投資対象ファンドが有するリスク等を含みます。）は以下の通りです。

■ 主な変動要因

< 価格変動リスク >

基準価額は有価証券等の市場価格の動きを反映して変動します。有価証券等の発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなる場合があります。

< 信用リスク >

有価証券等への投資にあたっては、発行体において利払いや償還金の支払いが遅延したり、債務が履行されない場合があります。なお、ハイ・イールド債およびエマージング・マーケット債に投資を行なう場合には、上位に格付けされた債券に比べて前述のリスクが高くなります。

< 金利変動リスク >

公社債等は、金利の変動を受けて価格が変動します。一般に金利が上昇した場合には債券価格は下落し、金利が低下した場合には債券価格は上昇します。

< 為替変動リスク >

為替ヘッジを行なうことで、為替変動リスクの低減を図りますが、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。なお、為替ヘッジを行なう際には当該通貨と円の金利差相当分のヘッジコストがかかる場合があります。為替ヘッジを行わない外貨建資産については、その有価証券等の表示通貨と日本円との間の為替変動の影響を受けます。

< カントリー・リスク >

投資対象国及び地域の政治・経済・社会情勢等の変化、証券市場・為替市場における脆弱性や規制等の混乱により、有価証券の価格変動が大きくなる場合があります。税制・規制等は投資対象国及び地域の状況により異なり、また、それらが急遽変更されたり、新たに導入されたりすることがあります。これらの要因により、運用上の制約を受ける場合やファンドの基準価額の変動に影響を与える場合があります。なお、新興国への投資は先進国に比べて、上記のリスクの影響が大きくなる可能性があります。

基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

■ その他の留意点

< クーリング・オフ >

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

<流動性リスク>

ファンドは、大量の解約が発生し短期間に解約資金を手当てする必要がある場合や、主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスクや、取引量が限られるリスク等があります。その結果、基準価額の下落要因となる場合や、購入・換金受付の中止、換金代金支払の遅延等が発生する可能性があります。

<デリバティブ（派生商品）に関する留意点>

ファンドは、ヘッジ目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的の場合に限り、有価証券先物、各種スワップ、差金決済取引等のデリバティブ（派生商品）を用いることがあります。デリバティブの価格は市場動向などによって変動するため、基準価額の変動に影響を与えます。デリバティブが店頭取引の場合、取引相手の倒産などにより契約が履行されず損失を被る可能性があります。

<分配金に関する留意点>

分配金は、預貯金の利息とは異なります。分配金の支払いは純資産から行なわれますので、分配金支払い後の純資産は減少することになり、基準価額が下落する要因となります。

分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の利子・配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。計算期間におけるファンドの運用実績は、期中の分配金支払い前の基準価額の推移および収益率によってご判断ください。

投資者のファンドの購入価額によっては分配金はその支払いの一部、または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。

ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

<購入・換金申込受付の中止及び取消しについての留意点>

金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情（投資対象国・地域における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策の変更や資産凍結を含む規制の導入、クーデターや重大な政治体制の変更等））があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止すること、及び既に受付けた購入・換金のお申込みの受付を取消す場合があります。

(2) 投資リスクの管理体制

投資リスクの管理および投資行動のチェックについては、運用部門が自ら行なう方法と、運用部門から独立している運用に関するコンプライアンス部門ならびに運用リスク管理部門が行なう方法を併用し検証しています。

- ・ 運用部門では、部門の担当責任者と運用の指図を行なうポートフォリオ・マネージャーが「ポートフォリオ・レビュー・ミーティング」を実施し、さまざまなリスク要因について協議しています。ポートフォリオ・マネージャーは銘柄選定、業種別配分、投資タイミングの決定等についての権限を保有していますが、この「ポートフォリオ・レビュー・ミーティング」では、各ポートフォリオ・マネージャーのポートフォリオ構築状況がレビューされます。この情報共有によって、ポートフォリオ・マネージャーが個人で判断することによって起因するリスクが管理される仕組みとなっています。
- ・ 運用に関するコンプライアンス部門では、ファンドが法令および各種運用規制等を遵守して運用されているかがチェックされ、モニタリングの結果を運用部門および必要に応じて適宜関係部門にフィードバックしています。
- ・ 運用リスク管理部門では、ファンドの各種投資リスクおよび流動性リスクを評価し、モニタリングの結果を運用部門、投資リスク管理に関する委員会^{*}、必要に応じて適宜関係部門に報告しています。

* 委託会社では、ファンドの運用管理にあたり、インベストメント・リスク・コミッティを設置しています。同コミッティは、各部門のメンバー等から構成され、ファンドのパフォーマンスや投資リスクが、その投資目的や運用方針に準拠しているかを監視しています。

流動性リスク管理にあたっては、委託会社において流動性リスク管理に関する規程を定め、流動性リスク管理の適切な実施の確保のため、リスク・アンド・コンプライアンス・コミッティを設置しています。同コミッティは、ファンドの流動性リスクのモニタリングの結果を検証し、流動性リスク管理態勢について監督を行なうほか、緊急時対応策の検証等、当社業務運営に係る各種リスクの監視監督を行ないます。

投資リスクの管理体制は変更となる場合がありますが、ファンドの基本的なリスクの管理体制が変更されるものではありません。

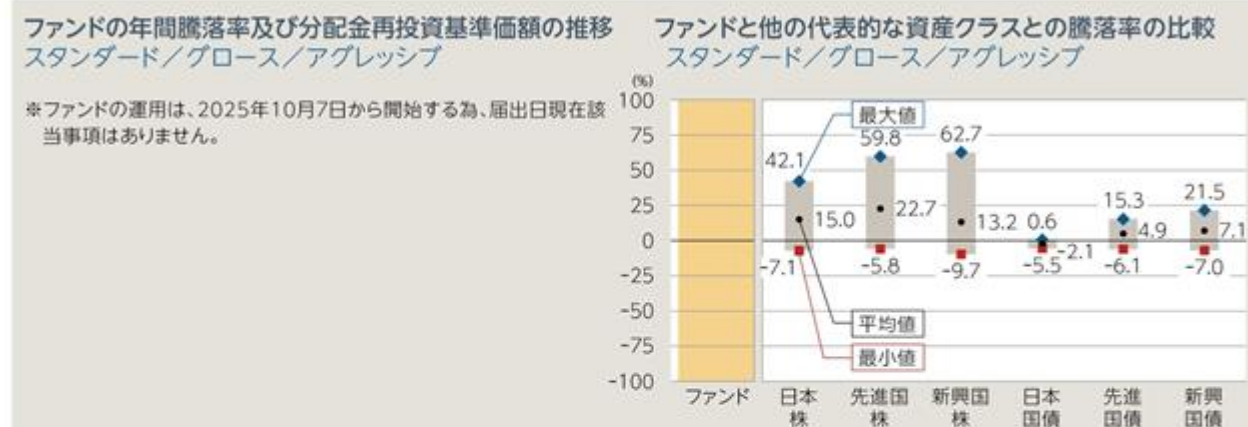
(3) 販売会社に係る留意点

販売会社から委託会社に対してお申込み金額の払込みが現実になされるまでは、ファンドも委託会社もいかなる責任も負いません。

収益分配金・一部解約金・償還金の支払は全て販売会社を通じて行なわれます。委託会社は、それぞれの場合においてその金額を販売会社に対して支払った後は、受益者への支払についての責任を負いません。

委託会社は、販売会社（販売会社が選任する取次会社を含みます。）とは別法人であり、委託会社はファンドの設定・運用について、販売会社は販売（お申込み金額の預り等を含みます。）について、それぞれ責任を有し、互いに他について責任を有しません。

以下は、ファンドのリスクを定量的に把握・比較できるように、参考情報として掲載しています。



※ファンドの運用は、2025年10月7日から開始する為、届出日現在該当事項はありません。他の代表的な資産クラスについては2020年7月～2025年6月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示しております。当グラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

※全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

代表的な資産クラスの指数

日本株 TOPIX (配当込)	東証株価指数 (TOPIX) (以下「TOPIX」という。)の指数値及びTOPIXに係る標章又は商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社 (以下「JPX」という。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利・ノウハウ及びTOPIXに係る標章又は商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、TOPIXの指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。
先進国株 MSCI コクサイ・インデックス (税引前配当金込/円ベース)	MSCI コクサイ・インデックスは、MSCI Inc.が開発した、日本を除く先進国の株式市場のパフォーマンス測定を目的とする浮動株調整済み時価総額加重指数です。著作権、およびその他知的所有権はMSCI Inc.に帰属しております。
新興国株 MSCI エマージング・マーケット・インデックス (税引前配当金込/円ベース)	MSCI エマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc.が開発した、エマージング諸国の株式市場のパフォーマンス測定を目的とする浮動株調整済み時価総額加重指数です。著作権、およびその他知的所有権はMSCI Inc.に帰属しております。
日本国債 NOMURA-BPI 国債	NOMURA-BPI 国債は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が公表する、国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表す投資収益指数で、一定の組み入れ基準に基づいて構成された国債ポートフォリオのパフォーマンスをもとに算出されます。NOMURA-BPI 国債の知的財産権およびその他一切の権利は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、NOMURA-BPI 国債の正確性、完全性、信頼性、有用性、市場性、商品性および適合性を保証するものではなく、当ファンドの設定の可否、運用成果等並びに当ファンド及びNOMURA-BPI 国債に関連して行われる当社のサービス提供等の行為に関して一切責任を負いません。
先進国債 FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)	FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
新興国債 J.P.モルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド (円ベース)	この情報は信頼性があると信じるに足る情報源から得られたものですが、J.P.モルガンはその完全性または正確性を保証するものではありません。このインデックスは使用許諾を得て使用しています。J.P.モルガンによる書面による事前の承諾なくこのインデックスを複製、使用、頒布することは禁じられています。 Copyright © 2022 J.P. Morgan Chase & Co. 無断複製・転載を禁じます。

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、指数提供元にて円換算しております。

4【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

ファンドの申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額（当初申込期間中は１口当たり１円）に3.30％^{*}（税抜 3.00％）を上限として販売会社が別途定める手数料率を乗じて得た額とします。

申込手数料は、商品及び関連する投資環境の説明・情報提供、事務手続き等の対価として、申込時に販売会社にお支払いいただきます。

^{*} 上記手数料率には、申込手数料に係る消費税等相当額が含まれております。

「累積投資コース」に基づいて収益分配金を再投資する場合は、無手数料とします。

販売会社によっては、スイッチングによるファンドの取得申込みを取扱う場合があります。スイッチングの取扱い内容等は販売会社によって異なりますので、ご注意ください。スイッチングに伴う換金にあたっては、通常の換金と同様に税金がかかります。

また、販売会社によっては、償還乗換え優遇措置等の適用が受けられる場合があります。

スイッチングおよび償還乗換え優遇措置等の取扱い内容等について、詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

申込手数料の詳細については、販売会社までお問い合わせください。

（２）【換金（解約）手数料】

換金（解約）手数料はありません。

（３）【信託報酬等】

信託報酬（消費税等相当額を含みます。）の総額は、計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年0.803％（税抜0.73％）の率を乗じて得た額とします。

上記の信託報酬は、毎計算期の最初の６ヵ月終了日（当該日が休業日の場合は翌営業日）および毎計算期末または信託終了のときに投資信託財産中から支弁するものとし、委託会社、販売会社および受託会社との間の配分は以下の通りに定めます。

（年率/税抜）

委託会社	販売会社	受託会社	合計
0.05%	0.65%	0.03%	0.73%

< 信託報酬等を対価とする役務の内容 >

委託会社	委託した資金の運用の対価
販売会社	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理及び事務手続き等の対価
受託会社	運用財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行の対価

委託会社および販売会社に対する信託報酬は、ファンドから委託会社に対して支弁されます。信託報酬の販売会社への配分は、販売会社が行なうファンドの募集・販売の取扱い等に関する業務に対する代行手数料であり、ファンドから委託会社に支弁された後、委託会社より販売会社に対して支払われます。受託会社の報酬はファンドから受託会社に対して支弁されます。

ファンドの運用の指図に関する権限の委託を受けた者に対する報酬は、ファンドから委託会社が受ける信託報酬の中から支弁されるものとします。

なお、投資対象ファンドにおいて、最大年率0.847%（税抜0.77%）の運用報酬等が別途課されるため、ファンドにおいては、最大年率1.65%（税抜1.50%）の信託報酬等を実質的に支弁する予定です。ただし、この実質的な信託報酬等は、2025年8月25日現在の投資対象ファンドに基づくものであり、投資対象ファンドの変更等により将来的に変動することがあります。

* 2025年4月28日時点のモデルポートフォリオを基に試算した、投資対象ファンドの運用報酬を含めた実質的な信託報酬は、スタンダードで1.2744%（税抜1.1766%）程度、グロースで1.4408%（税抜1.3188%）程度、アグレッシブで1.5868%（税抜1.4436%）程度となる見込みです。投資対象ファンドの配分比率の調整により、運用開始後の実質的な信託報酬は変動するため、この限りではありません。

* 投資対象ファンドの運用管理費用以外の費用が発生する場合があります。

税法が改正された場合等には、上記数値が変更になることがあります。

（４）【その他の手数料等】

ファンドは以下の費用も負担します。

ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等の有価証券取引に係る費用

借入有価証券に係る品借料

外貨建資産の保管費用

借入金の利息、融資枠の設定に要する費用

投資信託財産に関する租税

信託事務の処理に要する諸費用

受託会社の立替えた立替金の利息

その他、以下の諸費用

- 1．投資信託振替制度に係る手数料および費用
- 2．有価証券届出書、有価証券報告書、半期報告書および臨時報告書の作成、印刷および提出に係る費用
- 3．目論見書の作成、印刷および交付に係る費用
- 4．投資信託約款の作成、印刷および届出に係る費用
- 5．投資信託及び投資法人に関する法律第14条に定める事項に係る情報の作成、印刷および提供等に係る費用（これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）
- 6．ファンドの受益者に対してする公告に係る費用ならびに投資信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用

7. ファンドの監査人、法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用

委託会社は、上記の諸費用の支払をファンドのために行ない、その金額を合理的に見積った結果、投資信託財産の純資産総額に対して年率0.10%（税込）を上限とする額を、かかる諸費用の合計額とみなして、実際または予想される費用額を上限として、ファンドより受領することができます。ただし、委託会社は、投資信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、随時かかる諸費用の年率を見直し、これを変更することができます。

上記の諸費用は、ファンドの計算期間を通じて毎日計上されます。かかる諸費用は、毎計算期の最初の6ヵ月終了日（当該日が休業日の場合は翌営業日）および毎計算期末または信託終了のときに、投資信託財産中から委託会社に対して支弁されます。

なお、上記の費用については、ファンドからその都度支払われます。ただし、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

上記（1）から（4）に係る手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので表示することができません。

（5）【課税上の取扱い】

日本の居住者（法人を含みます。）である受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。

個別元本方式について

1. 個別元本について

追加型株式投資信託については、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料に対する消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行なうつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については各販売会社毎に、個別元本の算出が行なわれます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店等毎に、「一般コース」と「累積投資コース」の両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行なわれる場合があります。詳しくは販売会社までお問い合わせください。

受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については「3. 収益分配金の課税について」をご参照ください。）

2. 一部解約時および償還時の課税について

< 個人の受益者の場合 >

一部解約時および償還時の解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益が譲渡益として課税対象となります。

< 法人の受益者の場合 >

一部解約時および償還時の個別元本超過額が課税対象となります。

3. 収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、（ ）当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、（ ）当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

個人、法人別の課税の取扱いについて
課税上は株式投資信託として取扱われます。

1．個人の受益者に対する課税

個人の受益者が支払を受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金について、20.315%（所得税（復興特別所得税を含みます。）15.315%および地方税5%）の税率で源泉徴収（申告不要）されます。なお、確定申告を行なうことにより総合課税（配当控除の適用はありません。）または申告分離課税のいずれかを選択することもできます。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）は課税されません。

一部解約時および償還時については、解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益が譲渡益として課税対象（譲渡所得）となり、20.315%（所得税（復興特別所得税を含みます。）15.315%および地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。ただし、特定口座（源泉徴収選択口座）を選択した場合は申告不要となります。

確定申告等により、一部解約時および償還時の差損（譲渡損失）については、上場株式等の譲渡益、上場株式等の配当等および特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）の利子所得等（申告分離課税を選択したものに限ります。）との損益通算が可能です。また、一部解約時および償還時の差益（譲渡益）、普通分配金および特定公社債等の利子所得等（申告分離課税を選択したものに限ります。）については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。

公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA（少額投資非課税制度）の適用対象となります。

少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」は、少額上場株式等に関する非課税制度であり、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得及び譲渡所得が無期限で非課税となります。

ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。

当ファンドは、NISAの「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

2. 法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払を受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税（復興特別所得税を含みます。）15.315%）の税率により源泉徴収されます。（地方税の源泉徴収はありません。）収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）は課税されません。なお、益金不算入制度の適用はありません。

外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

上記「（5）課税上の取扱い」の記載は、有価証券届出書提出日現在のものですので、税法が改正された場合等には、内容が変更となる場合があります。

上記「（5）課税上の取扱い」の記載は、法的助言または税務上の助言をなすものではありません。ファンドへの投資を検討される方は、ファンドの購入、保有、換金等がもたらす税務上の意味合いにつき専門家と相談されることをお勧めします。

（参考情報）ファンドの総経費率

運用報告書作成対象期間の末日が到来していないため、該当事項はありません。

5【運用状況】

ファンドは2025年10月7日に運用を開始する予定であり、本有価証券届出書提出日現在、資産を一切有していません。従って該当事項はありません。

（１）【投資状況】

該当事項はありません。

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

該当事項はありません。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

【純資産の推移】

該当事項はありません。

【分配の推移】

該当事項はありません。

【収益率の推移】

該当事項はありません。

（４）【設定及び解約の実績】

該当事項はありません。

< 参考情報 >

※運用実績について別途月次等で適時開示する予定であり、その場合委託会社のホームページにおいて閲覧できます。

ファンドの運用は、2025年10月7日から開始する為、届出日現在運用実績はありません。

**基準価額・純資産の推移**

該当事項はありません。

**分配の推移**

該当事項はありません。

**主要な資産の状況**

該当事項はありません。

**年間収益率の推移**

該当事項はありません。

※ファンドは、ベンチマークを設定しておりませんので、ファンド設定前の年間騰落率についての情報は記載しておりません。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

ファンドの取得申込みは、申込期間における販売会社の営業日において行なわれます。ただし、ニューヨーク証券取引所の休業日、ニューヨークにおける銀行の休業日および英国における休業日と同日の場合にはお申込みの受付は行ないません。ファンドの取得申込みの受付は、原則として午後3時30分までに取得申込みが行なわれ、かつ当該取得申込みの受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分として取扱います。なお、販売会社によっては受付時間が異なる場合がありますので、詳細は販売会社にご確認ください。これらの受付時間を過ぎてからの取得申込みは翌営業日の取扱いとなります。

ファンドには、税引後の収益分配金を無手数料で自動的にファンドに再投資する「累積投資コース」と、収益の分配が行なわれるごとに収益分配金を受益者にお支払いする「一般コース」があります。なお、販売会社によっては取扱いコースが異なる場合があります。「累積投資コース」を利用される場合、取得申込者は、あらかじめ販売会社との間で累積投資約款に従い収益分配金再投資に関する契約（以下「累積投資契約」といいます。）を締結するものとします。なお、販売会社によっては、上記の契約または規定について、別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約または規定を用いることがあります。この場合、上記の契約または規定は、当該別の名称に読み替えるものとします。

ファンドの販売価格は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額（当初申込期間中は1口当たり1円）とします。

ファンドの申込単位は、販売会社が別途定める単位とします。

ただし、「累積投資コース」に基づいて収益分配金を再投資する場合は、1口の整数倍とします。

ファンドの申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額（当初申込期間中は1口当たり1円）に3.30%（税抜3.00%）を上限として販売会社が別途定める手数料率を乗じて得た額とします。

販売会社の申込手数料および申込単位の詳細については、販売会社までお問い合わせください。

申込代金は、販売会社が定める期日までにお申込みの販売会社にお支払ください。

販売会社によっては、スイッチングによるファンドの取得申込みを取扱う場合があります。スイッチングの取扱い内容等は販売会社によって異なりますので、詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

委託会社は、取得申込者の取得申込総額が多額な場合、投資信託財産の効率的な運用が妨げられると委託会社が合理的に判断する場合、または金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場ならびに有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場および当該市場を開設するものをいいます。以下同じ。）における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断により、ファンドの受益権の取得申込みの受付を中止することおよび既に受付けた取得申込みの受付を取消することができます。

ファンドの受益権の取得申込者は、販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払と引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとし、振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。受託会社は、当初申込期間に係る受益権については信託契約締結日に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

2【換金（解約）手続等】

受益者は、自己に帰属する受益権につき、販売会社の営業日において一部解約の実行の請求を行なうことができます。ただし、ニューヨーク証券取引所の休業日、ニューヨークにおける銀行の休業日および英国における休業日と同日の場合には一部解約の実行の請求の受付は行ないません。

一部解約の実行の請求の受付は、原則として午後3時30分までに一部解約の実行の請求が行なわれ、かつ当該請求の受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分として取扱います。なお、販売会社によっては受付時間が異なる場合がありますので、詳細は販売会社にご確認ください。これらの受付時間を過ぎてからの一部解約の実行の請求は翌営業日の取扱いとなります。

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。委託会社は、一部解約の実行の請求を受付けた場合には、ファンドの信託契約の一部を解約します。

一部解約の価額は、一部解約の実行の請求受付日の翌営業日の基準価額とします。なお、一部解約にあたり手数料はかかりません。

一部解約の単位は、販売会社が別途定める単位とします。

解約価額および販売会社の解約単位の詳細については、委託会社のホームページ（アドレス：<https://www.fidelity.co.jp/>）をご参照いただくか、委託会社のナビダイヤル（0570-051-104（受付時間：営業日の午前9時～午後5時）固定電話、携帯電話からお問い合わせいただけます。国際電話、一部のIP電話からはご利用いただけません。）または販売会社までお問い合わせください。

個人の受益者の場合のお手取額（1口当たり）は、一部解約時の差益（譲渡益）に対してかかる税金を差し引いた金額となります。法人の受益者の場合のお手取額（1口当たり）は、解約価額の個別元本超過額に対してかかる税金を差し引いた金額となります。

上記の記載は、税法が改正された場合等には、内容が変更となる場合があります。

解約代金は、原則として一部解約の実行の請求を受付けた日から起算して6営業日目から販売会社の営業所等においてお支払するものとします。

投資信託財産の資金管理を円滑に行なうため、1日1件5億円を超える一部解約はできません。また、大口解約には別途制限を設ける場合があります。

委託会社は、一部解約の金額が多額な場合、投資信託財産の効率的な運用が妨げられると委託会社が合理的に判断する場合、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止することおよび既に受付けた一部解約の実行の請求の受付を取消すことができます。一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして計算された価額とします。

ファンドの受益権の換金の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行なうのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

3【資産管理等の概要】

（１）【資産の評価】

ファンドの基準価額は、投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額を計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

主な投資資産の評価方法の概要は以下の通りです。

投資証券：原則として、金融商品取引所または店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、または金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価します。

投資信託受益証券：原則として、金融商品取引所等に上場されているものについては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、または金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しており、金融商品取引所等に上場されていないものについては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価します。

基準価額は、原則として委託会社の営業日に日々算出され、委託会社のホームページ（アドレス：<https://www.fidelity.co.jp/>）をご参照いただくか、委託会社のナビダイヤル（0570 - 051 - 104（受付時間：営業日の午前9時～午後5時）固定電話、携帯電話からお問い合わせいただけます。国際電話、一部のIP電話からはご利用いただけません。）または販売会社に問い合わせることにより知ることができるほか、原則として翌日付の日本経済新聞にスタンダードは「FラップS」、グロースは「FラップG」、アグレッシブは「FラップA」としてそれぞれ略称で掲載されます。

なお、基準価額は便宜上、1万口当たりをもって表示されることがあります。

（２）【保管】

該当事項はありません。

（３）【信託期間】

信託期間は無期限とします。ただし、下記「（５）その他（a）信託の終了」の場合には、信託は終了します。

（４）【計算期間】

ファンドの計算期間は、毎年8月21日から翌年8月20日までとすることを原則とします。ただし、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日の場合には、各計算期間終了日は該当日以降の最初の営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始するものとします。なお、第1期の計算期間は信託契約締結日から2026年8月20日までとし、最終計算期間の終了日は、下記「（５）その他（a）信託の終了」による解約の日までとします。

（５）【その他】

（a）信託の終了

< 信託契約の解約 >

委託会社は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより各ファンドの受益権の口数が30億口を下回った場合または、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

委託会社は、上記の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

上記の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下この段落において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

上記の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

上記からまでの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、投資信託財産の状況に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記からまでの規定による信託契約の解約の手続きを行なうことが困難である場合も同様とします。

< 信託契約に関する監督官庁の命令 >

委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの投資信託約款を変更しようとするときは、下記「（b）投資信託約款の変更等」の規定に従います。

< 委託会社の登録取消等に伴う取扱い >

委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

上述の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、下記「（b）投資信託約款の変更等」の書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

< 受託会社の辞任および解任に伴う取扱い >

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。

委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は、あらかじめ監督官庁に届出のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

受託会社がその任務に違反して投資信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、下記「（b）投資信託約款の変更等」の規定に従い、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行なう場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。

(b) 投資信託約款の変更等

委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この投資信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この投資信託約款は本（b）に定める以外の方法によって変更することができないものとし、ます。

委託会社は、上記の事項（上記の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、上記の併合事項にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な投資信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な投資信託約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この投資信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

上記の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下本（b）において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

上記の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

上記からまでの規定は、委託会社が重大な投資信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

上記からの規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

(c) 運用報告書の作成

委託会社は、毎計算期間終了後および償還後に当該期間中の運用経過、組入の有価証券の内容および有価証券の売買状況等のうち、重要な事項を記載した交付運用報告書（投資信託及び投資法人に関する法律第14条第2項に規定する事項を記載した書面）を作成し、これを販売会社を通じて知れている受益者に対して交付します。

また、委託会社は、運用報告書（全体版）（投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に規定する事項を記載した書面）を電磁的方法により提供します。

上記の規定にかかわらず、委託会社は、受益者から運用報告書（全体版）の提供について、書面の交付の方法による提供の請求があつた場合には、当該方法により行なうものとします。

(d) 関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間のファンドの募集・販売等に係る契約書は、期間満了の3ヵ月前までにいずれの当事者からも別段の意思表示がないときは、自動的に1年間延長されます。自動延長後も同様です。委託会社と他の関係法人との契約は無期限です。

(e) 他の受益者の氏名等の開示の請求の制限

この信託の受益者は、委託会社または受託会社に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

(f) 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、原則として、電子公告の方法により行ない、委託会社のホームページ（<https://www.fidelity.co.jp/>）に掲載します。

(g) 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(h) 信託事務処理の再信託

受託会社は、ファンドに係る信託事務の処理の一部について日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行ないます。

4【受益者の権利等】

(1) 収益分配金に対する請求権

受益者は、委託会社が支払を決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、毎計算期間の終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として計算期間終了日から起算して5営業日まで）から毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払いを開始するものとします。収益分配金の支払いは、販売会社の営業所等において行ないます。

上記にかかわらず、累積投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が販売会社に交付されます。この場合販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付けを行ないます。当該売付けにより増加した受益権は振替口座簿に記載または記録されます。

受益者が収益分配金について支払開始日から10年間その支払を請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

(2) 償還金に対する請求権

受益者は、ファンドの償還金（信託終了時におけるファンドの投資信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。以下同じ。）を持分に応じて請求する権利を有します。

償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として信託終了日から起算して5営業日まで）から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払いを開始するものとします。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行ないます。

受益者が信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払を請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

(3) 受益権の一部解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、販売会社が別途定める解約単位をもって一部解約の実行を請求することができます。詳しくは、前掲「第2 管理及び運営 2 換金（解約）手続等」をご参照ください。

(4) 反対者の買取請求権の不適用

ファンドは、受益者が一部解約請求を行なったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託契約の解約または重大な投資信託約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

(5) 帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの投資信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成する予定です。

ファンドの会計監査は、委託会社の指定する監査法人が行なう予定です。

ファンドは2025年10月7日から運用を開始する予定であるため、該当事項はありません。

1 【財務諸表】

（１）【貸借対照表】

該当事項はありません。

（２）【損益及び剰余金計算書】

該当事項はありません。

（３）【注記表】

該当事項はありません。

（４）【附属明細表】

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

該当事項はありません。

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 名義書換

該当事項はありません。

(2) 受益者名簿

作成しません。

(3) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

(4) 内国投資信託受益権の譲渡制限の内容

ファンドの受益権の譲渡制限は設けておりません。

(注) 委託会社は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

○ 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があるかと判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

○ 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

○ 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

○ 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。

○ 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払等については、投資信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等に従って取扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金等（2025年6月末日現在）

資本金の額	金10億円
発行する株式の総数	80,000株
発行済株式総数	20,000株
最近5年間における資本金の額の増減	該当事項はありません。

(2) 委託会社等の機構

経営体制

委託会社は、監査役設置会社であります。

取締役会は、委託会社の経営管理の意思決定機関として法定事項を決議するとともに、経営の基本方針および経營業務執行上の重要な事項を決定あるいは承認します。

取締役は、株主総会の決議によって選任されます。取締役の任期は、就任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、補欠または増員により選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了すべき時までとします。

運用体制

投資信託の運用の流れは以下の通りです。

1. 個別企業の訪問調査等により、内外の経済動向や株式および債券の市場動向の分析を行います。委託会社は、日本国内に専任のアナリストを擁し綿密な企業調査を行なうのみならず、世界の主要拠点のアナリストより各国の企業調査結果が入手できる調査・運用体制を整えています。
2. ポートフォリオ・マネージャーは投資判断に際し、投資信託約款等を遵守し、運用方針、投資制限、リスク許容度、その他必要な事項を把握したうえで投資戦略を策定し、自身の判断によって投資銘柄を決定するとともに、投資環境等の変化に応じて運用に万全を期します。
3. ポートフォリオ・マネージャーの運用に係るリスク管理および投資行動のチェックについては、運用部門において部門の担当責任者とポートフォリオ・マネージャーによるミーティング等を実施し、さまざまなリスク要因について協議しています。また、運用に関するコンプライアンス部門においては、ファンドが法令および各種運用規制等を遵守して運用されているかがチェックされ、モニタリングの結果を運用部門および必要に応じて適宜関係部門にフィードバックしています。運用リスク管理部門では、ファンドの各種投資リスクおよび流動性リスクを評価し、モニタリングの結果を運用部門、投資リスク管理に関する委員会、必要に応じて適宜関係部門に報告しています。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行なうとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行なっています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行なっています。

2025年6月30日現在、委託会社の運用する証券投資信託は、追加型株式投資信託173本、単位型株式投資信託2本、親投資信託50本で、親投資信託を除いた純資産の合計は総額6,785,054,631,130円です。

3【委託会社等の経理状況】

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

当社の財務諸表は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第39期事業年度（2024年1月1日から2024年12月31日まで）の財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人により監査を受けております。

財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

当社は財務諸表の適正性を確保するための特段の取り組みを行っております。
具体的には、企業会計基準及び同適用指針、日本公認会計士協会が公表する委員会報告等の公開情報、各種関係諸法令の改廃に応じて、当社として必要な対応を適時に協議しております。

（１）【貸借対照表】

(単位：千円)

	第38期 (2023年12月31日)	第39期 (2024年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,269,485	3,084,299
立替金	59,949	21,131
前払費用	460,082	484,198
未収委託者報酬	9,026,865	12,960,510
未収運用受託報酬	5,354,461	1,086,735
未収収益	5,845	6,173
未収入金	* 1 152,986	221,095
流動資産計	17,329,675	17,864,144
固定資産		
無形固定資産		
電話加入権	7,487	7,487
無形固定資産合計	7,487	7,487
投資その他の資産		
長期貸付金	* 1 5,953,460	10,338,660
長期差入保証金	11,755	18,010
繰延税金資産	288,014	391,802
その他	230	30
投資その他の資産合計	6,253,460	10,748,502
固定資産計	6,260,947	10,755,990
資産合計	23,590,622	28,620,134
負債の部		
流動負債		
預り金	7	281
未払金		
未払手数料	4,192,323	6,016,095
その他未払金	* 1 2,192,059	3,057,214
未払費用	3,445,819	1,829,913
未払法人税等	1,616,600	1,974,827
未払消費税等	1,176,325	1,106,116
賞与引当金	376,001	587,810
流動負債合計	12,999,137	14,572,260
固定負債		
退職給付引当金	2,028,331	1,704,391
固定負債合計	2,028,331	1,704,391
負債合計	15,027,469	16,276,651
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,000,000	1,000,000
利益剰余金		
利益準備金	250,000	250,000
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	7,313,153	11,093,482
利益剰余金合計	7,563,153	11,343,482
株主資本合計	8,563,153	12,343,482
純資産合計	8,563,153	12,343,482
負債・純資産合計	23,590,622	28,620,134

（２）【損益計算書】

(単位：千円)

	第38期 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)	第39期 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)
営業収益		
委託者報酬	55,200,925	74,361,841
運用受託報酬	10,031,924	3,700,902
その他営業収益	153,966	142,274
営業収益計	65,386,816	78,205,018
営業費用	* 1	
支払手数料	25,160,937	33,922,199
広告宣伝費	282,742	271,857
調査費		
調査費	551,589	699,501
委託調査費	15,194,030	16,481,661
営業雑経費		
通信費	139,609	81,011
印刷費	47,328	42,205
協会費	27,212	29,487
その他	2,007	865
営業費用計	41,405,457	51,528,790
一般管理費		
給料		
給料・手当	2,762,834	2,592,272
賞与	1,333,847	1,721,474
福利厚生費	575,347	564,602
交際費	17,945	20,876
旅費交通費	108,866	156,220
租税公課	205,434	228,830
弁護士報酬	2,569	3,599
不動産賃貸料・共益費	427,958	444,013
退職給付費用	272,377	218,294
消耗器具備品費	17,110	27,813
事務委託費	7,249,585	7,484,171
諸経費	288,510	259,961
一般管理費計	13,262,388	13,722,133
営業利益	10,718,971	12,954,093
営業外収益		
受取利息	* 1	44,132
保険配当金	10,648	-
雑益	108	593
営業外収益計	27,315	44,726
営業外費用		
寄付金	1,500	1,100
為替差損	112,525	171,971
雑損	306	305
営業外費用計	114,331	173,376
経常利益	10,631,955	12,825,442
特別損失		
特別退職金	52,541	273,189
特別損失計	52,541	273,189
税引前当期純利益	10,579,414	12,552,253
法人税、住民税及び事業税	3,230,427	3,875,711
法人税等調整額	83,253	(103,787)
法人税等合計	3,313,680	3,771,923
当期純利益	7,265,733	8,780,329

（３）【株主資本等変動計算書】

第38期（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

(単位：千円)

	株主資本					純資産合計
	資本金	利益剰余金			株主資本合計	
		利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金 合計		
			繰越利益剰余金			
当期首残高	1,000,000	250,000	5,047,420	5,297,420	6,297,420	6,297,420
当期変動額						
剰余金の配当	-	-	(5,000,000)	(5,000,000)	(5,000,000)	(5,000,000)
当期純利益	-	-	7,265,733	7,265,733	7,265,733	7,265,733
当期変動額合計	-	-	2,265,733	2,265,733	2,265,733	2,265,733
当期末残高	1,000,000	250,000	7,313,153	7,563,153	8,563,153	8,563,153

第39期（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

(単位：千円)

	株主資本					純資産合計
	資本金	利益剰余金			株主資本合計	
		利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金 合計		
			繰越利益剰余金			
当期首残高	1,000,000	250,000	7,313,153	7,563,153	8,563,153	8,563,153
当期変動額						
剰余金の配当	-	-	(5,000,000)	(5,000,000)	(5,000,000)	(5,000,000)
当期純利益	-	-	8,780,329	8,780,329	8,780,329	8,780,329
当期変動額合計	-	-	3,780,329	3,780,329	3,780,329	3,780,329
当期末残高	1,000,000	250,000	11,093,482	11,343,482	12,343,482	12,343,482

注記事項

(重要な会計方針)

1. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

賞与引当金は、当期末において発生していると認められる賞与支給見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき当期末において発生していると認められる額を計上しております。退職給付見込額を当期までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

過去勤務債務については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による按分額を定額法により費用処理しております。数理計算上の差異については、発生年度に全額費用処理しております。

2. 収益及び費用の計上基準

当社は、顧客への投資運用業に関するサービスから生じる委託者報酬、運用受託報酬等により収益を獲得しております。

これらには実績報酬が含まれる場合があります。

(1) 運用報酬

投資運用サービスのうち運用資産残高等を基礎として算定される報酬（運用報酬）については、一定の期間にわたり履行義務を充足し収益として認識しております。確定した報酬を月次、年4回、年2回もしくは年1回受け取ります。

(2) 実績報酬

実績報酬は、変動対価の額に関する不確実性が事後的に解消される際に、解消される時点までに計上された収益の著しい減額が発生しない可能性が高い部分に限り取引価格に含めております。確定した報酬は、履行義務充足時点から短期間で支払いを受けます。

3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項

(1) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しています。

(2) グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用しております。

(重要な会計上の見積り)

第38期（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

当事業年度の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌事業年度の財務諸表に影響を及ぼすリスクを識別していないため、注記を省略しております。

第39期（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

当事業年度の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌事業年度の財務諸表に影響を及ぼすリスクを識別していないため、注記を省略しております。

(会計方針の変更)

該当事項はありません。

(貸借対照表関係)

*1 関係会社に対する資産及び負債は次のとおりであります。

	第38期 (2023年12月31日)	第39期 (2024年12月31日)
未収入金	4,375 千円	20 千円
その他未払金	1,487,550 千円	2,139,526 千円
長期貸付金	5,943,660 千円	10,288,660 千円

(損益計算書関係)

*1 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。

	第38期 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)	第39期 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)
営業費用	19,338,423 千円	20,907,744 千円
受取利息	12,877 千円	43,474 千円

(株主資本等変動計算書関係)

第38期（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数	当事業年度増加 株式数	当事業年度減少 株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	20,000 株	-	-	20,000 株
合計	20,000 株	-	-	20,000 株

2. 配当に関する事項

金銭による配当

該当事項はありません。

金銭以外による配当

2023年12月12日の取締役会において、次のとおり決議しております。

- | | |
|---------------|--------------|
| (1) 配当財産の種類 | 長期貸付金 |
| (2) 配当財産の帳簿価格 | 5,000,000 千円 |
| (3) 1株当たりの配当額 | 250 千円 |
| (4) 基準日 | 2023年12月12日 |
| (5) 効力発生日 | 2023年12月12日 |

第39期（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数	当事業年度増加 株式数	当事業年度減少 株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	20,000 株	-	-	20,000 株
合計	20,000 株	-	-	20,000 株

2. 配当に関する事項

金銭による配当

該当事項はありません。

金銭以外による配当

2024年12月11日の取締役会において、次のとおり決議しております。

- | | |
|---------------|--------------|
| (1) 配当財産の種類 | 長期貸付金 |
| (2) 配当財産の帳簿価格 | 5,000,000 千円 |
| (3) 1株当たりの配当額 | 250 千円 |
| (4) 基準日 | 2024年12月11日 |
| (5) 効力発生日 | 2024年12月11日 |

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用について短期的な預金及びグループ会社への貸付金に限定しております。

また、所要資金は自己資金で賄っており、銀行借入、社債発行等による資金調達は行っておりません。

(2)金融商品の内容及びそのリスク

預金は、銀行の信用リスクに晒されておりますが、預金に関しては数行に分散して預入しており、リスクの軽減を図っております。営業債権である未収委託者報酬および未収運用受託報酬、未収収益、未収入金については、それらの源泉である預り純資産を数行の信託銀行に分散して委託しておりますが、信託銀行はその受託資産を自己勘定と分別して管理しているため、仮に信託銀行が破綻又は債務不履行等となった場合でも、これら営業債権が信用リスクに晒されることは無いと考えております。未収入金及びその他未払金の一部には、海外の関連会社との取引により生じた外貨建ての債権債務を保有しているため、為替相場の変動による市場リスクに晒されております。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

預金に係る銀行の信用リスクに関しては、口座開設時及びその後も継続的に銀行の信用力を評価し、格付けの高い金融機関でのみで運用し、預金に係る信用リスクを管理しております。

未収委託者報酬および未収運用受託報酬は、投資信託または取引相手ごとに残高を管理し、当社が運用している資産の中から報酬を徴収するため、信用リスクは僅少であります。

また、未収入金は、概ね、海外の関連会社との取引により生じたものであり、原則、翌月中に決済が行われる事により、回収が不能となるリスクは僅少であります。

市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、原則、為替変動や価格変動に係るリスクに対して、ヘッジ取引を行っておりません。外貨建ての営業債権債務について、月次ペースで為替変動リスクを測定し、モニタリングを実施しております。

また、外貨建ての債権債務に関する為替の変動リスクに関しては、個別の案件ごとに毎月残高照合等を行い、リスクを管理しております。

流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、日々資金残高管理を行っております。また、適時に資金繰予定表を作成・更新するとともに、手許流動性(最低限必要な運転資金)を状況に応じて見直し・維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2023年12月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

第38期（2023年12月31日）

	貸借対照表計上額 （千円）	時価 （千円）	差額 （千円）
(1) 長期貸付金	5,953,460	5,953,460	-
資産計	5,953,460	5,953,460	-

(注1) 資産

現金及び預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収収益、未収入金

上記の金融商品については、現金及び預金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

負債

未払手数料、その他未払金、未払費用、未払法人税等、未払消費税等

これらは短期間で決済され、時価は帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

金銭債権のうち長期貸付金(5,953,460千円)については、契約上返済期限の定めがないため、記載を省略しております。

2024年12月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

第39期（2024年12月31日）

	貸借対照表計上額 （千円）	時価 （千円）	差額 （千円）
(1) 長期貸付金	10,338,660	10,338,660	-
資産計	10,338,660	10,338,660	-

(注1) 資産

現金及び預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収収益、未収入金

上記の金融商品については、現金及び預金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

負債

未払手数料、その他未払金、未払費用、未払法人税等、未払消費税等

これらは短期間で決済され、時価は帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

金銭債権のうち長期貸付金(10,338,660千円)については、契約上返済期限の定めがないため、記載を省略しております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

第38期（2023年12月31日）

(1)時価で貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

(2)時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価			
	レベル1 （千円）	レベル2 （千円）	レベル3 （千円）	合計 （千円）
(1) 長期貸付金	-	5,953,460	-	5,953,460
資産計	-	5,953,460	-	5,953,460

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

(1) 長期貸付金

変動金利によるものであり、短期間で市場金利を反映するため、貸付先の信用状態が実行後大きく異なっていない場合は時価と帳簿価額が近似していることから、帳簿価額を時価としており、レベル2の時価に分類しております。

第39期（2024年12月31日）

(1)時価で貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価			
	レベル1 （千円）	レベル2 （千円）	レベル3 （千円）	合計 （千円）
(1) 長期貸付金	-	10,338,660	-	10,338,660
資産計	-	10,338,660	-	10,338,660

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

(1) 長期貸付金

変動金利によるものであり、短期間で市場金利を反映するため、貸付先の信用状態が実行後大きく異なっていない場合は時価と帳簿価額が近似していることから、帳簿価額を時価としており、レベル2の時価に分類しております。

(退職給付関係)

第38期（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

1.採用している退職給付制度の概要

当社は確定給付型年金制度及び確定拠出型年金制度を採用しております。

2.確定給付型年金制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	(千円)
退職給付債務の期首残高	1,907,099
勤務費用	178,071
利息費用	24,955
数理計算上の差異の発生額	5,376
退職給付の支払額	76,418
退職給付債務の期末残高	2,028,331

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

	(千円)
非積立型制度の退職給付債務	2,028,331
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	2,028,331
退職給付引当金	2,028,331
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	2,028,331

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	(千円)
勤務費用	157,671
利息費用	22,096
数理計算上の差異の費用処理額	5,376
過去勤務債務の費用処理額	841
確定給付型年金制度に係る退職給付費用	173,550

(4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率 1.7%

3.確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は98,827千円であります。

第39期（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

1.採用している退職給付制度の概要

当社は確定給付型年金制度及び確定拠出型年金制度を採用しております。

2.確定給付型年金制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	(千円)
退職給付債務の期首残高	2,028,331
勤務費用	170,987
利息費用	31,416
数理計算上の差異の発生額	49,451
退職給付の支払額	476,892
退職給付債務の期末残高	1,704,391

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

	(千円)
非積立型制度の退職給付債務	1,704,391
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,704,391
退職給付引当金	1,704,391
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,704,391

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	(千円)
勤務費用	150,332
利息費用	27,620
数理計算上の差異の費用処理額	49,451
確定給付型年金制度に係る退職給付費用	128,501

(4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率 1.7%

3.確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は89,793千円であります。

(税効果会計関係)

1. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号2021年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

2. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第38期 (2023年12月31日)	第39期 (2024年12月31日)
	(千円)	(千円)
繰延税金資産		
未払費用	89,646	129,538
賞与引当金	115,131	179,987
退職給付引当金	621,075	521,884
資産除去債務	1,644	-
その他	125,470	120,245
繰延税金資産小計	952,966	951,654
評価性引当額	664,952	559,852
繰延税金資産合計	288,014	391,802
繰延税金資産又は繰延税金負債（ ）の純額	288,014	391,802

3. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	第38期 (2023年12月31日)	第39期 (2024年12月31日)
法定実効税率	30.62%	30.62%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.33%	0.37%
評価性引当額	2.62%	0.84%
過年度法人税等	2.25%	0.11%
その他	0.01%	0.01%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	31.32%	30.05%

(資産除去債務関係)

第38期（2023年12月31日）

当社は建物所有者との間で事業用不動産賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約及び法令上の資産除去債務を認識しております。なお、当該賃貸借契約に関連する長期差入保証金(敷金)が計上されているため、資産除去債務の負債計上に代えて、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、直接減額しております。

第39期（2024年12月31日）

該当事項はありません。

(収益認識関係)

第38期（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位:千円)

	運用報酬	実績報酬	合計
委託者報酬	55,200,925	-	55,200,925
運用受託報酬	3,047,735	6,984,189	10,031,924
その他営業収益	153,966	-	153,966
合計	58,402,627	6,984,189	65,386,816

第39期（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位:千円)

	運用報酬	実績報酬	合計
委託者報酬	74,361,841	-	74,361,841
運用受託報酬	3,125,882	575,019	3,700,902
その他営業収益	142,274	-	142,274
合計	77,629,998	575,019	78,205,018

2. 収益を理解するための基礎となる情報

第38期（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）及び 第39期（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

注記事項(重要な会計方針)の2.収益及び費用の計上基準に記載の通りであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

第38期（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

顧客との契約から生じた債権等

(単位:千円)

	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	8,573,027	14,381,326

(注)なお、当事業年度の期首および期末において、顧客との契約から生じた契約資産はありません。

第39期（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

顧客との契約から生じた債権等

(単位:千円)

	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	14,381,326	14,047,245

(注)なお、当事業年度の期首および期末において、顧客との契約から生じた契約資産はありません。

(セグメント情報等)
セグメント情報

第38期（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）及び 第39期（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）
当社は資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

第38期（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

1. サービスごとの情報 (単位:千円)				
	投資信託の運用	投資顧問業	その他	合計
外部顧客への売上高	55,200,925	10,031,924	153,966	65,386,816

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益
本邦の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(1) 委託者報酬 (単位:千円)		
投資信託の名称	委託者報酬	関連するセグメント名
フィデリティ・US リート・ファンドB（為替ヘッジなし）	8,824,933	資産運用業
フィデリティ・USハイ・イールド・ファンド	8,558,231	資産運用業
フィデリティ・世界割安成長株投信 Bコース（為替ヘッジなし）	7,353,735	資産運用業
フィデリティ・日本成長株・ファンド	6,925,937	資産運用業

(2) 運用受託報酬
運用受託報酬については、顧客との守秘義務契約により、開示ができないため、記載を省略しております。

第39期（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

1. サービスごとの情報
単一のサービス区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益
本邦の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

投資信託の名称	委託者報酬	関連するセグメント名
フィデリティ・世界割安成長株投信 Bコース（為替ヘッジなし）	12,037,120	資産運用業
フィデリティ・USハイ・イールド・ファンド	10,494,207	資産運用業
フィデリティ・US リート・ファンドB（為替ヘッジなし）	9,738,287	資産運用業
フィデリティ・日本成長株・ファンド	7,773,418	資産運用業

(関連当事者情報)

第38期（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

1. 関連当事者との取引

(1)財務諸表提出会社の親会社

種類	会社等の 名称	会社等の 所在地	資本金	事業の 内容	議決権等 の所有 （被所有）割合	関連当事 者との関 係	取引の内容	取引金額 (注2)	科目	期末残高 (注2)
親会社	FIL Limited	英 領 バ ミ ュ ー ダ、ペン ブローク 市	千米ドル 6,825	投資顧問 業	被所有間 接100 %	投資顧問 契約の再 委任等役 員の兼任	共通発生経費 負担額（注3）	千円 14,263,790	未払金	千円 900,697
親会社	フィデリ ティ・ ジャパ ン・ホー ルディン グス株式 会社	東京都港 区	千円 4,510,000	グループ 会社経営 管理	被所有直 接100 %	当社事業 活動の管 理等役員 の兼任	金銭の貸付 (注1) 利息の受取 (注1) 共通発生経費 負担額（注3） グループ通算 制度の通算税 効果額 剰余金の配当	千円 390,000 12,877 258,088 46,398 5,000,000	長期貸付金 未収収益 未払金 未払金 未払金	千円 5,943,660 - 47,052 46,398 -
親会社	FIL Asia Holdings Pte. Limited	シンガ ポール、 ブルバード 市	千米ドル 189,735	グループ 会社経営 管理	被所有間 接100%	営業取引	共通発生経費 負担額（注3）	千円 4,816,544	未払金	千円 493,401

(2)財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社

属性	会社等の 名称	所在地	資本金	事業の 内容	議決権等 の所有 （被所有）割合	関連当事 者との関 係	取引の内容	取引金額 (注2)	科目	期末残高 (注2)
同一の親 会社をも つ会社	フィデリ ティ証券 株式会社	東京都港 区	千円 12,657,500	証券業	なし	当社設定 投資信託 の募集・ 販売	共通発生経費 負担額（注3） 投資信託販売 に係る代行手 数料（注4） グループ通算 制度の通算税 効果額	千円 357,778 813,267 478,598	未収入金 未払金 未払金	千円 115,231 72,123 478,598

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 資金の貸付については、市場金利等を勘案して利率を合理的に決定しております。

(注2) 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

(注3) 共通発生経費については、直課可能なものは実際発生額に基づき、直課不可能なものは各社の規模に応じた一定の比率により負担しております。

(注4) 代行手数料については、一般取引条件を基に、両社協議の上合理的に決定しております。

2. 親会社に関する注記

- ・FIL Limited（非上場）
- ・FIL Asia Holdings Pte. Limited（非上場）
- ・FIL Japan Holdings (Singapore) Pte. Limited（非上場）
- ・フィデリティ・ジャパン・ホールディングス株式会社（非上場）

第39期（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

1. 関連当事者との取引

(1)財務諸表提出会社の親会社

種類	会社等の 名称	会社等の 所在地	資本金	事業の 内容	議決権等 の所有 （被所有）割合	関連当事 者との関 係	取引の内容	取引金額 （注2）	科目	期末残高 （注2）
親会社	FIL Limited	英 領 バ ミ ュ ー ダ、ペン ブローク 市	千米ドル 6,825	投資顧問 業	被所有間 接100 %	投資顧問 契約の再 委任等役 員の兼任	共通発生経費 負担額（注3）	千円 15,291,594	未払金	千円 1,415,860
親会社	フィデリ テ ィ ・ ジャ パ ン ・ ホ ー ルディン グス株式 会社	東京都港 区	千円 4,510,000	グループ 会社経営 管理	被所有直 接100 %	当社事業 活動の管 理等役員 の兼任	金銭の貸付 （注1） 利息の受取 （注1） 共通発生経費 負担額（注3） グループ通算 制度の通算税 効果額 剰余金の配当	千円 4,345,000 43,474 253,613 87,964 5,000,000	長期貸付金 未収収益 未払金 未払金 未払金	千円 10,288,660 - 31,416 87,964 -
親会社	FIL Asia Holdings Pte. Limited	シンガ ポール、 ブルバード市	千米ドル 189,735	グループ 会社経営 管理	被所有間 接100%	営業取引	共通発生経費 負担額（注3）	千円 5,362,536	未払金	千円 604,284

(2)財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社

属性	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (注2)	科目	期末残高 (注2)
			千円					千円		千円
同一の親会社をもつ会社	フィデリティ証券株式会社	東京都港区	12,657,500	証券業	なし	当社設定投資信託の募集・販売	共通発生経費負担額 (注3)	326,438	未収入金	89,593
							投資信託販売に係る代行手数料 (注4)	885,458	未払金	70,310
							グループ通算制度の通算税効果額	459,148	未払金	459,148

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 資金の貸付については、市場金利等を勘案して利率を合理的に決定しております。

(注2) 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

(注3) 共通発生経費については、直課可能なものは実際発生額に基づき、直課不可能なものは各社の規模に応じた一定の比率により負担しております。

(注4) 代行手数料については、一般取引条件を基に、両社協議の上合理的に決定しております。

2. 親会社に関する注記

- ・FIL Limited（非上場）
- ・FIL Asia Holdings Pte. Limited（非上場）
- ・フィデリティ・ジャパン・ホールディングス株式会社（非上場）

(1株当たり情報)

	第38期 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)	第39期 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)
1株当たり純資産額	428,157円66銭	617,174円15銭
1株当たり当期純利益	363,286円66銭	439,016円48銭

なお潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注) 1株当たり当期純損失金額又は1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	第38期 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)	第39期 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)
当期純利益(千円)	7,265,733	8,780,329
普通株式に係る当期純利益(千円)	7,265,733	8,780,329
期中平均株式数	20,000株	20,000株

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令、およびその他関連諸法令等で認められているものを除きます。）。

運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令、およびその他関連諸法令等で認められているものを除きます。）。

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行なうこと。

委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。

上記 および に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1) 定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2) 事業譲渡または事業譲受

該当ありません。

(3) 出資の状況

該当ありません。

(4) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社に関し、訴訟事件その他委託会社に重要な影響を与えた事実および重要な影響を与えることが予想される事実は存在していません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

ファンドの運営における役割	名称	資本金の額 (2025年3月末日現在)	事業の内容
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社	324,279百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。
<参考情報> 再信託受託会社	日本マスタートラスト信託銀行株式会社	10,000百万円	
販売会社	楽天証券株式会社	19,495百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
運用の委託先	FILインベストメンツ・インターナショナル	225,365英ポンド (約44百万円 [*]) * 1英ポンド199.02円で換算 (2024年12月末日現在)	主として英国およびヨーロッパにおいて投資信託の販売および投資信託会社に対する投資運用業務を営んでいます。
	FILインベストメント・マネジメント(香港)・リミテッド	178,000,000香港ドル (約3,627百万円 [*]) * 1香港ドル20.37円で換算 (2024年12月末日現在)	主として香港においてファンドの運用、調査、販売業務を営んでいます。

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社：ファンドの受託銀行として、委託会社との信託契約の締結、投資信託財産の保管・管理、投資信託財産の計算（ファンドの基準価額の計算）、外国証券を保管・管理する外国の金融機関への指示および連絡等を行ないます。

(2) 販売会社：ファンドの販売会社として、ファンドの募集・販売の取扱い、目論見書・運用報告書の交付、信託契約の一部解約に関する事務、受益者への収益分配金・一部解約金・償還金の支払に関する事務、収益分配金の再投資に関する事務、所得税・地方税の源泉徴収、取引報告書・計算書等の交付等を行ないます。

(3) 運用の委託先：

名称	業務の内容
FILインベストメンツ・インターナショナル（所在地：英国）	委託会社より運用の指図に関する権限の委託を受け、ファンドの基本資産配分の運用（設計・見直しを含む）の指図を行ないます。
FILインベストメント・マネジメント（香港）・リミテッド	
FILインベストメンツ・インターナショナル（所在地：英国）	委託会社より運用の指図に関する権限の委託を受け、上記以外のファンドの運用の指図を行なうことがあります。

3【資本関係】

(1) 受託会社：該当事項はありません。

(2) 販売会社：該当事項はありません。

(3) 運用の委託先：該当事項はありません。

第3【その他】

目論見書の別称として「投資信託説明書（交付目論見書）」または「投資信託説明書（請求目論見書）」という名称を用いる場合があります。

目論見書の表紙等に以下の内容を記載することがあります。

- ・金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書である旨
- ・当該委託会社の金融商品取引業者登録番号及び設立年月日
- ・当該委託会社が運用する投資信託財産の合計純資産総額
- ・目論見書の使用開始日
- ・届出の効力に関する事項についての記載
- ・請求目論見書の入手方法についての記載
- ・投資信託説明書（請求目論見書）は、販売会社から交付される旨及び、当該請求を行なった場合は、その旨の記録をしておくべきである旨
- ・ファンドの財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されている旨
- ・「ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。」との趣旨
- ・ファンドの商品内容に関して重大な変更を行なう場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき、事前に投資者の意向を確認する旨

目論見書の表紙および裏表紙等に、委託会社及びファンドのロゴ・マーク、キャッチ・コピー、イラスト、写真、図案等を採用すること、またファンドの基本的形態等の記載をすることがあります。

目論見書に、詳細情報の入手先として、委託会社のホームページアドレス、携帯（モバイル）サイト等のアドレス（当該アドレスをコード化した図案等も含みます。）、ファンド専用サイトのアドレス、電話番号と受付時間帯を掲載することがあります。

本有価証券届出書本文「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」に記載の内容について、投資者の理解を助けるため、当該内容を説明した図表、ロゴ・マーク等を付加して目論見書の当該内容に関連する箇所に記載することがあります。

投資信託説明書（請求目論見書）に約款の全文を掲載します。

目論見書は電子媒体等として使用されるほか、インターネット等に掲載されることがあります。

目論見書に記載された運用実績のデータは、随時更新される場合があります。

独立監査人の監査報告書

2025年3月7日

フィデリティ投信株式会社

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 平山 晃一郎
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているフィデリティ投信株式会社の2024年1月1日から2024年12月31日までの第39期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、フィデリティ投信株式会社の2024年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 財務諸表に対する意見を表明するために、財務諸表に含まれる構成単位の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、構成単位の財務情報に関する監査の指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。